

# 第Ⅱ章

## プランの基本目標

# 第Ⅱ章 プランの基本目標

## 1 プランの基本目標

このプランでは、次の4つを基本目標として、各分野の施策を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現をめざすものです。

### 基本目標1 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革

男女共同参画社会の実現のためには男女がお互いを尊重し、対等なパートナーとして認識することが大切であり、そのためには家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場において男女共同参画の視点に立った学習機会や教育の充実に努め、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に取り組みます。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は被害者の多くが女性であり、女性の人権を侵害し男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっており、これら女性に対する暴力の根絶をめざします。

#### 基本方向

- (1) 男女平等の視点に立った教育の推進
- (2) 男女共同参画の啓発
- (3) 女性の人権を尊重する認識の浸透
- (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 基本目標2 さまざまな分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員としてそれぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のさまざまな分野に参画し責任を負うことが必要です。

政治や行政、企業などにおいて政策・方針決定過程の場に参画し女性の視点や意見を反映することは、地域社会のさまざまな領域で多様性を確保することになり、男女共同参画社会を実現する上で重要です。

#### 基本方向

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 地域社会への男女共同参画の促進

## 基本目標3

### 男女がともに働きやすい環境づくり

男女が職場において対等なパートナーとして働くことは、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題です。そのため、男女が個人の能力を十分に発揮し働くことができる環境づくりを推進するとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、労働時間の短縮をはじめとした働き方の見直しや柔軟な就労形態等ワーク・ライフ・バランスへの取り組みをすすめる、子育てや介護への社会的な支援を充実させることが必要です。

#### 基本方向

- (1) 男女がともに働くための環境整備
- (2) 就労における男女平等の促進
- (3) 就業機会の促進

## 基本目標4

### 多様な生き方を実現する環境づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることは重要であり、生涯にわたり一人ひとりがライフステージに応じて健康の管理、保持、増進をすすめていくことが必要です。とりわけ、女性にかかわる健康の問題は、妊娠や出産など性別による違いがあることから、男女が正しい知識や情報を得て身体的な特性を理解し、思いやりを持って生きていくことが大切です。

高齢化が進行する中で、介護を必要とする高齢者も増加傾向にあり、高齢者や障害者に対するサービスや自立した生活を支援するための施策を充実する必要がありますが、高齢者や障害者の介護は女性が担っている場合が多いため、福祉の充実とともに、介護等においても男女共同参画をすすめていくことが重要です。

また、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会のさまざまな分野に参画していくため、生涯にわたって自由に学習する機会を選択して学ぶことが必要です。

#### 基本方向

- (1) 母子保健の充実
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 安心できる介護環境の整備
- (4) 生涯学習の推進

## 2 プランの体系

